

19生産第5308号  
平成19年11月27日

別記の長 あて

農林水産省生産局農産振興課長  
園芸課長  
特産振興課長

無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明しました。

そこで、今後、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの（以下、「疑義資材」という。）の製造者、販売者等への指導を行うための取扱手順を別紙の通り消費・安全局長が定め、都道府県知事等に対し通知いたしました。

については、このことについて貴会会員の農業者等に対し幅広く情報提供願いますとともに、農業者等が別紙に定める疑義資材に関する情報を入手した場合には、速やかに農林水産省農薬対策室（TEL:03-3502-5969）又は農林水産省ホームページの「農薬目安箱」（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/>）に情報提供するよう、併せて御指導願います。

別記

全国農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会

全国有機農業推進協議会

特定非営利活動法人 日本有機農業研究会

日本園芸農業協同組合連合会

社団法人 日本花き生産協会

全国茶生産団体連合会

全国こんにゃく生産協会

全国い生産団体連合会

日本人参販売農業協同組合連合会

全国ホップ農業協同組合連合会

19消安第10394号  
平成19年11月22日

地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

殿

※1 (農林水産省) 消費・安全局長

無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明した。

そこで、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの（以下、「疑義資材」という。）の製造者、販売者等への指導を行うための取扱手順を下記の通り定めたので、御了知願いたい。

※2 なお、貴管下農政事務所にあつては、貴職から通知されたい。

(施行注意)

- ※1 内閣府沖縄総合事務局長あてのみ記入。
- ※2 地方農政局長あてのみ記入。

19消安第10394号  
平成19年11月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明した。

そこで、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの（以下、「疑義資材」という。）の製造者、販売者等への指導を行うための取扱手順を下記の通り定めたので、御了知願いたい。

## 1 疑義資材の取扱手順

### (1) 疑義資材について

農薬取締法第1条の2で「農薬」とは、農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤として定義されている。

このため、農薬と表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱うこととする。

### (2) 疑義資材の特定

次の場合、当該資材を疑義資材として取り扱うこととする。

- ① 病害虫の防除効果は明示していないものの「虫がよりつかない」等、当該効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示説明されている場合（別紙1の「表示説明に係る判断基準」参照）
- ② 容器又は被包の意匠及び形態が市販されている農薬と同じ印象を与える場合
- ③ 使用方法として対象病害虫、使用時期、使用回数、希釈倍率等の農薬の用法用量とみなされる表記がなされている場合
- ④ その他の情報提供により、農薬の有効成分が含まれる疑いがある場合

### (3) 疑義資材の取り扱い

疑義資材を特定した場合、次の手順で通報、収去等を行うこととする。

- ① 都道府県、地方農政局、地方農政事務所（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、疑義資材と判断した事由等について、別紙2の様式により速やかに農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（以下「農薬対策室」という。）に通報する。

このとき、都道府県は、原則として、地方農政局又は地方農政事務所を経由して通報する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

- ② 地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、農薬対策室の指示に基づき、都道府県と連携しつつ疑義

資材（未開封であることを確認すること。）を集取（購入）する。この場合、複数の販売店より集取（購入）するよう努めるものとする。

また、集取（購入）する際、販売店等に当該資材について無登録農薬の疑義があることを明示しないよう、十分に注意をする。

- ③ 地方農政事務所にあつては、農薬対策室の指示に基づき、集取（購入）した疑義資材を速やかに独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部へ送付する。

## 2 立入検査の実施について

疑義資材に係る表示、成分等を総合的に判断し、農薬対策室が立入検査が必要と判断した場合の役割分担は以下の通り。

なお、立入検査は、原則として農薬対策室、(独)農林水産消費安全技術センター、地方農政事務所及び都道府県職員が合同で実施することとする。

- (1) 都道府県は、立入検査に先立ち、①販売店、製造業者等の所在地、②責任者、担当者の氏名、③法令違反に係る履歴等の立入検査に必要と思われる周辺情報を幅広く整理し、農薬対策室に報告するよう努める。

なお、立入検査に当たって警察の同行が望ましいと思われる場合は、その旨も報告する。

- (2) 農薬対策室は、都道府県からの報告に基づき、立入検査の①日時、②検査場所、③検査項目、④検査官の配置等を都道府県の助言を受けながら決定する。

なお、都道府県にあつては、立入検査の直前（前日もしくは2～3日前）に疑義資材が販売店等で販売、製造されていることを確認することが望ましい。

## 3 緊急事態の対応

疑義資材の分析の結果、国民の健康に重大かつ深刻な被害を与え、又はそのおそれがある事態の発生が予想される場合、その他緊急に対応すべき事態が予想される場合には、農薬対策室が別途指示をするものとする。

## 別添1

### 表示説明に係る判断基準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

#### 1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇(害虫)の被害軽減(具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現)、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇(害虫)退治、病虫害抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

#### 2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

#### 3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

#### 4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇(害虫)コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇(成分)を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇(害虫)によく効きます。」等

別添2

平成〇年〇月〇日  
〇 〇 県(注)

疑 義 資 材 情 報 (平成〇年第〇号)

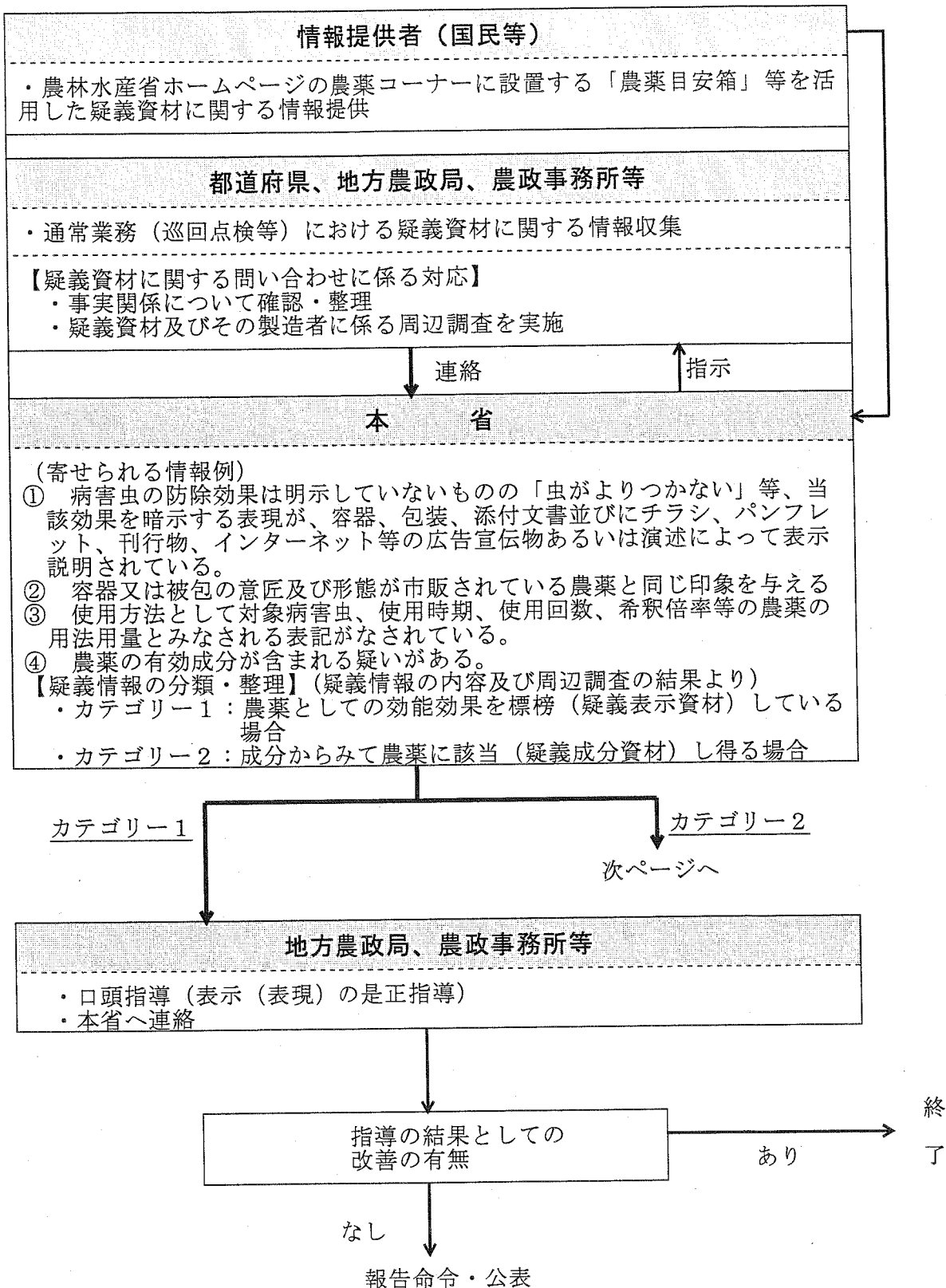
- 1 疑義資材名
- 2 疑義資材と判断した事由 (疑義内容)  
.  
.  
.
- 3 都道府県その他分析機関による分析の有無  
(有の場合、混入が疑われる農薬の有効成分名)
- 4 販売店、製造業者等に関する情報
  - (1) 所在地
  - (2) 責任者、担当者の氏名
  - (3) 法令違反に係る履歴等の周辺情報

※ 写真等、参考となる情報がある場合、別途添付する。

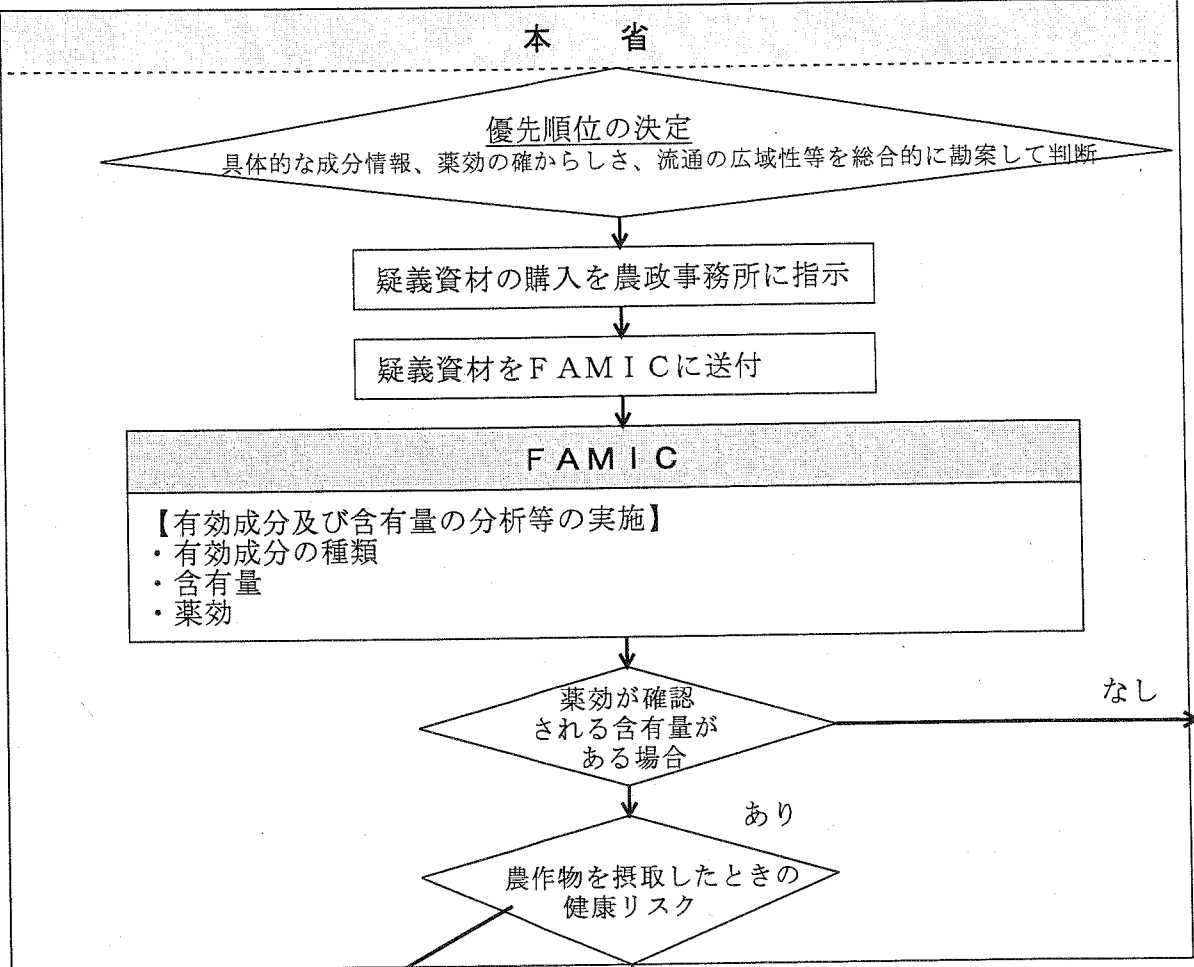
(注) 東京都にあつては東京都、北海道にあつては北海道、京都府又は大阪府にあつては〇〇府、地方農政局にあつては〇〇農政局、地方農政事務所又は北海道農政事務所にあつては〇〇農政事務所、内閣府沖縄総合事務局にあつては内閣府沖縄総合事務局と記載する。



### 疑義資材の取扱いフロー



成分からみて農薬に該当（疑義成分資材）し得る場合

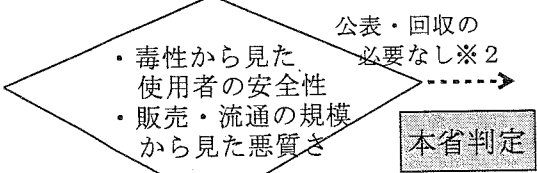


消費者の健康保護の観点から公表

→具体的には、「農薬に関する緊急時対応マニュアル」により対応

**立入検査**

- ・帳簿等による流通状況の確認
- ・販売方法、パンフによる宣伝内容の確認
- ・製造工程の確認
- ・混入の原因の確認
- ・回収指導に応じるか否か 等



・口頭指導  
・文書による指導

・農作物の安全の見解の整備  
・都道府県との連携  
・プレスリリース

※1 無登録農薬として断定された場合  
※2 毒性等からみて安全性の問題がない場合（例：販売、流通の規模が極めて限定的な場合等）